

## 指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

刈谷市教育委員会

申請者所在地

法人等名

代表者氏名

電話番号

下記の公の施設に関し、指定管理者の指定を受けたいので、刈谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

公の施設の名称：刈谷市総合文化センター

(添付書類)

刈谷市総合文化センター指定管理者募集要項「8 提出書類」に定める書類

担当者氏名

部署・役職

電話番号

メールアドレス

共同体構成員届

令和 年 月 日

刈谷市教育委員会

共同体の名称

構成員所在地  
(代表者)

法人等名

代表者氏名

構成員所在地

法人等名

代表者氏名

構成員所在地

法人等名

代表者氏名

構成員所在地

法人等名

代表者氏名

刈谷市総合文化センターにおける指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成したので届け出ます。

## 共同体協定書

### (目的)

第1条 当共同体は、指定管理者として刈谷市総合文化センターの管理運営業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

### (名称)

第2条 当共同体は、  
共同体（以下「共同体」という。）と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を  
に置く。

### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、刈谷市総合文化センターの指定管理者の指定期間の満了後〇か月までの間は、解散することができない。

2 刈谷市総合文化センターの指定管理者となることができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

### (構成員の所在地及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

法人等名

所在地

法人等名

所在地

法人等名

所在地

法人等名

### (代表者の名称)

第6条 共同体は、  
を代表者とする。

### (代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、当該業務に関し、共同体を代表して刈谷市及び刈谷市教育委員会と折衝する権限並びに指定管理料の請求及び受領に関する権限を有するものとする。

2 共同体の代表者は、刈谷市及び刈谷市教育委員会と折衝する権限を行使する場合及び

## 様式第3号

前項に記載のない事項を実施する場合は、事前に他の構成員と協議を行うものとする。

### (構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。

〇〇株式会社 〇〇. 〇%

〇〇株式会社 〇〇. 〇%

〇〇株式会社 〇〇. 〇%

〇〇株式会社 〇〇. 〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員全員が協議して評価するものとする。

### (運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者委託事業者の決定その他の共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議により決定し、当該業務の履行に当たるものとする。

### (構成員の責任等)

第10条 各構成員は、当該業務の履行及び第三者委託契約その他の業務の履行に伴い共同体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

2 各構成員の業務分担は、次の表のとおりとする。

法人等 名	業 務 名
〇〇株式会社	〇〇〇〇〇に関する業務 〇〇〇〇〇に関する業務
〇〇株式会社	〇〇〇〇〇に関する業務 〇〇〇〇〇に関する業務
〇〇株式会社	〇〇〇〇〇に関する業務 〇〇〇〇〇に関する業務
〇〇株式会社	〇〇〇〇〇に関する業務 〇〇〇〇〇に関する業務

### (取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

### (決算)

第12条 共同体は、毎年度、当該業務について決算するものとする。

## 様式第3号

### (利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

### (欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

### (権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

### (業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、他の構成員全員、刈谷市及び刈谷市教育委員会の承認がなければ、刈谷市総合文化センターにおける指定期間が満了する日までは脱退することができないものとする。

2 構成員のうち業務途中で脱退した者がある場合は、刈谷市及び刈谷市教育委員会の承認があるときに限り、残存構成員が共同連帯して当該業務を履行するものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際、行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合は、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

### (構成員の除名)

第17条 共同体は、構成員のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員、刈谷市及び刈谷市教育委員会の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

### (業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において、破産又は解散をした場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

### (代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせな

様式第3号

なくなった場合においては、従前の代表者に代え、他の構成員全員、刈谷市及び刈谷市教育委員会の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第20条 共同体が解散した後においても、当該業務に瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯して責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

代表者 ほか〇社は、上記のとおり協定を締結したので、その証として正本〇通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については各構成員が1通を保有し、副本については刈谷市教育委員会に提出する。

令和 年 月 日

構成員所在地  
(代表者)

法人等名

代表者氏名

㊞

構成員所在地

法人等名

代表者氏名

㊞

構成員所在地

法人等名

代表者氏名

㊞

構成員所在地

法人等名

代表者氏名

㊞

委 任 状

令和 年 月 日

刈谷市教育委員会

共同体の名称

構 成 員 所 在 地

法 人 等 名

代表者氏名

㊟

構 成 員 所 在 地

法 人 等 名

代表者氏名

㊟

構 成 員 所 在 地

法 人 等 名

代表者氏名

㊟

下記の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

受任者

共同体代表者 所 在 地

法 人 等 名

代表者氏名

委任事項

- 1 刈谷市総合文化センターの指定管理者指定申請関係書類の作成及び提出
- 2 刈谷市及び刈谷市教育委員会との刈谷市総合文化センターの管理運営業務の協定書の締結
- 3 刈谷市総合文化センターの管理運営業務の指定管理料の請求及び受領

誓 約 書

令和 年 月 日

刈谷市教育委員会

所 在 地

法 人 等 名

代 表 者 氏 名

㊟

(代表者が自署する場合は、押印不要)

刈谷市総合文化センターの指定管理者の指定申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 刈谷市総合文化センター指定管理者募集要項に定める申請資格の要件を全て満たしています。
- 2 提出した書類の記載内容に錯誤、虚偽又は不正はありません。



## 法人等概要書

令和 年 月 日現在

ふりがな	
法人等名	
代表者氏名	
所在地	〒 ー
設立年月日	年 月 日
資本金	円
売上高	円 (事業年度: 年 月～ 年 月)
従業員数	人
業務内容及び法人等の特色	

## 収支計画書

【令和 年度】

[収入の部]

項目	提案額（千円）	摘要（内訳等）
指定管理料		
生涯学習事業収入		
文化振興事業収入		
自主事業からの繰入金収入		
計		

[支出の部]

項目	提案額（千円）	摘要（内訳等）
人件費		
事務費	消耗品費	
	印刷製本費	
	旅費	
	研修費	
	通信運搬費	
	広告料	
	手数料	
	ホームページ運営費	
	使用料・賃借料	
	備品購入費	
	公立文化施設協議会負担金	
	保険料	
	公租公課	
	本部管理費	
事業費	生涯学習事業費	
	文化振興事業費	
管理費	総合案内運営費	
	修繕費	
	施設設備管理費	
	駐車場運営管理費	
	清掃業務費	
	警備業務費	
	植栽管理費	
計		



説明会参加申込書

令和 年 月 日

刈谷市教育委員会

刈谷市総合文化センターの指定管理者募集に係る現地説明会に、下記のとおり参加を申し込みます。

記

法人等名			
連絡担当者	氏名		
	部署・役職		
	電話番号		
	メールアドレス		
参加者	1	氏名	
		部署・役職	
	2	氏名	
		部署・役職	

## 募集要項等質問書

令和 年 月 日

刈谷市教育委員会

法人等名

担当者氏名

部署・役職

電話番号

メールアドレス

刈谷市総合文化センター指定管理者募集要項等について、次のとおり質問します。

書類名／ページ	質問事項

指定管理者指定申請取下届

令和 年 月 日

刈谷市教育委員会

届出者 所 在 地

法 人 等 名

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

令和 年 月 日付けで提出しました刈谷市総合文化センターに係る指定管理者指定申請書を下記の理由により取り下げます。

記

(取下理由)